

平成 28 年度  
行政 監 査 報 告 書

小 松 島 市 監 査 委 員

小 監 第 1 2 号  
平成 2 9 年 4 月 2 6 日

小 松 島 市 長 濱 田 保 徳 様

小松島市監査委員 井 関 勝 令  
小松島市監査委員 北 野 恒 男

行 政 監 査 の 結 果 に つ い て ( 提 出 )

地方自治法第 1 9 9 条第 2 項の規定に基づき実施した平成 2 8 年度行政監査について、同条第 9 項の規定により監査結果に関する報告を決定したので、提出いたします。

## 目 次

1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の対象	1
4	監査の期間	1
5	監査の対象期間	1
6	監査対象部局	1
7	監査の方法	1
8	監査の着眼点	1
9	監査の対象施設の概要	2
10	監査の結果	4
11	監査意見	4

# 平成28年度行政監査報告書

## 1 監査のテーマ

「公の施設における使用料の減免について」

## 2 監査の目的

公の施設の使用料は、条例の定めるところにより、施設使用の対価として利用者に負担を求めるものである。使用料の全部または一部を減額（以下「減免」という）することは、一定の明確な基準の下で、公正かつ公平に適用すべきものである。

このようなことから、公の施設における使用料の減免の取扱について概要を調査し、その事務処理が法令等に基づき適正に行われているか、また、使用料の減免が全庁的に統一的な基準のもとに運用されているかを検証し、今後の公平かつ公正な減免制度の運用に資することを目的として実施するものである。

## 3 監査の対象

公の施設を利用するにあたり、使用料を徴収している施設

## 4 監査の期間

平成28年10月28日・11月1日

平成29年 1月30日・31日・2月2日

## 5 監査の対象期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

## 6 監査対象部局（対象とした全部局のうち該当する部課等）

- 市民環境部            1施設 環境衛生センター
- 保健福祉部           1施設 健康増進課
- 教育委員会           24施設 生涯学習課
- 産業建設部           3施設 産業振興課 都市整備課 競輪局

## 7 監査の方法

所管課より事前に提出された調査票に基づき、関係書類の提出を求め、施設の利用に係る申請書、減免手続きに関する書類等の確認を行うとともに、減免の決定方法等について、必要に応じて関係職員から説明聴取を行った。

## 8 監査の着眼点

- (1) 使用料の徴収及び減免に関する条例または規則が整備されているか。
- (2) 減免の申請手続きは、条例等に定められた手続きに沿って実施されているか。
- (3) 減免の決定は、根拠法令、減免基準に基づき適正に行われているか。

## 9 監査の対象施設の概要

### (1) 監査の対象施設及び根拠条例

今回調査した、すべての施設で、使用料の徴収については条例で規定されていた。ただし、小松島市中央会館については、利用料が無料である旨は条例に、費用として調理器具・放送器具、冷暖房装置等を徴収する旨は、規則に明記されている。

各対象施設、施設の減免規定の有無、減免実績の有無については以下のとおりである。

所管部署	所管課 施設名	施設 数	条例名	減免 規定の 有無	減免 実績の 有無
市民環境部	環境衛生センター (小松島市葬斎場)	1	小松島市葬斎場条例	有	無
保健福祉部	健康増進課 (小松島市ミリカホール)	1	小松島市多目的ホール条例	有	有
産業建設部	産業振興課 (小松島みなと交流センターkocolo)	1	小松島市交流センター条例	有	有
	都市整備課 (小松島ステーションパーク)	1	小松島ステーションパーク設置条例	有	有
	競輪局 (小松島競輪場)	1	小松島市競輪場使用条例	有	有
教育委員会	生涯学習課 (小松島市勤労青少年ホーム)	1	小松島市勤労青少年ホーム条例	有	有
	生涯学習課 (小松島市中央会館)	1	小松島市コミュニティ供用施設条例 小松島市コミュニティ供用施設条例 施行規則	無	無
	生涯学習課スポーツ振興室 (日峯大神子広域公園(脇谷地区))	1	小松島市都市公園条例	有	有
	生涯学習課スポーツ振興室 (小松島市営プール)	1	小松島市営プール条例	有	有
	生涯学習課スポーツ振興室 (小松島市夜間運動場)	3	小松島市夜間運動場条例	有	無
	生涯学習課スポーツ振興室 (小松島市立小学校及び中学校屋内 運動場)	14	小松島市夜間運動場条例	有	無
	生涯学習課スポーツ振興室 (小松島市立体育館)	1	小松島市体育館条例	有	有
	生涯学習課スポーツ振興室 (小松島市立武道館)	1	小松島市立武道館条例	有	有
	生涯学習課スポーツ振興室 (小松島市少年武道場)	1	小松島市少年武道場条例	無	無

### (2) 施設の利用状況及び減免の状況

今回調査した29施設の内、減免の実績がある施設は、9施設であった。施設の利用件数、歳入金額、減免金額については次頁のとおりである。



## 1 0 監査の結果

(1) 使用料の徴収及び減免に関する条例または規則が整備されているか。

地方自治法第228条第1項において「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。」とある。

今回の監査対象である使用料の徴収及び減免については、すべての施設で条例により規定されていた。

(2) 減免の申請手続きは、条例等に定められた手続きに沿って実施されているか。

ほとんどの施設で申請の手続きおよび減免の手続きが適正に行われていたが、一部の施設においては、規則に規定されている使用許可申請書および使用料減免申請書が整っていない施設が見受けられた。

(3) 減免の決定は、根拠法令、減免基準に基づき適正に行われているか。

使用料の減免については、小松島市事務決裁規程、第3条の「市長の決裁を要する事項」の別表第1において「(24) 税、使用料及び手数料の減免に関すること。」とある。

しかしながら、市長までの決裁に至らない施設や、決裁自体が見あたらない施設も見受けられた。

また、公の施設の利用者は、その使用の対価として使用料の支払いが生じているが、公益上等の理由により特別措置として減免規定が設けられている。しかしながら、聞き取りをしたすべての施設で減免の運用基準等がなく内規も設けられていない状況であった。

## 1 1 監査意見

使用料の減免は、発生した納付義務を消滅させるものであり、一定の明確な基準の下で公平かつ公正に適用されるべきものであるため、その事務処理を行うにあたり、条例や規則に明記された所定の手続きを経ずに施設が使用され、使用料の減免がされている施設については、適正な事務手続きを行っていただきたい。

また、ほとんどの条例で減免について「市長は、公益上又は特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することできる。」とあるが、その具体的な統一的な運用基準が設けられていない。具体的な運用基準を整備していれば一定の客観性を有するが、運用基準がない場合は減免の判断基準が担当課や担当部局により異なることもありうる。このようなことから、住民負担の公平性と公正性を確保するため、使用料の減免のあり方について、市全体としての事務処理を統一するための運用基準等の策定について取り組まれない。